

ロゴマークのご紹介

企業と大学との連携によりニュービジネスを創出する
そんな願いを込めました



Nihon University Business, Research and Intellectual Property Center

UBサークル=universityとbusinessの強い結びつきをイメージ
Vリーフ =venture、芽生え

委託・共同研究も
お任せください

日本大学は、14の学部を持つ総合大学です。研究者は、
約3千名に達します。

このため、ほとんどの研究分野を網羅しており、先端技術から
実用化技術まで、数多くの技術を蓄積しています。

日本大学を、貴社の良きビジネスパートナーとしてお考え下
さい。

NUBICは、皆様への窓口です。委託・共同研究のご相談に
も、NUBICがお応えします。

また、NUBICは、民間シンクタンク「(株)大和総研」と提携
しております。

企業が大学の研究成果をもとに事業化や製品化を進める
際の、様々な経営相談の仲介もいたします。



日本大学産官学連携知財センター

〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24 日本大学会館
PHONE: 03-5275-8139 FAX: 03-5275-8328
e-mail: nubic@nihon-u.ac.jp
<http://www.nubic.jp>

WELCOME

Nihon University Business, Research and Intellectual Property Center



日本大学は全学を挙げて
ビジネスの発展を支援いたします。
3000研究者の「知」をご活用ください。



日本大学産官学連携知財センター



企業と大学の架け橋 NUBIC

技術に関する
ご相談はNUBICへ

NUBIC(ニュービック)は、日本大学産官学連携知財センターの通称です。日本大学の知的財産を戦略的に創出・活用し、社会貢献を果たすために学内組織として設立しました。

「時代を先取りした新製品を開発し、更なる飛躍をはかりたい」
NUBICは、そうしたベンチャー企業の方々のニーズにお応えします。

NUBICをテクノロジーパートナーとしてご活用ください

新製品の開発、既存商品のグレードアップ、生産の合理化などで必要とされる技術があれば、まず、NUBICにご一報ください。

貴社のニーズに適した研究者や技術をご紹介します。

大学の研究成果をビジネスにご活用いただくことにより、研究開発費や生産コストの低減にも有効と考えられます。



NUBICベンチャークラブのご案内

「NUBICベンチャークラブ」は、
様々な企業ニーズにお応えします。

これからの産業発展を担うベンチャー企業は、①新製品開発のための技術情報の収集、②ビジネスチャンスをいち早くつかむための情報ネットワークが必要と考えられます。

NUBICでは、産学の情報交流推進を目的とした会員組織「NUBICベンチャークラブ」を設けました。

会員の方への豊富な技術情報の提供、情報ネットワークを通じ、様々な企業ニーズにお応えします。

ご入会をお待ちしております

会員には、一般会員、特別会員の2つの形態があります。一般会員の方には、学内の技術やNUBICの活動などに関する各種情報提供を行います。

特別会員の方には、一般会員向けサービスの他、学内技術の個別優先開示、会員及び学内研究者との交流の場の設定など、情報ネットワーク作りをサポートします。

入会をご希望される方は、所定の入会申込書によりお申し込みください。

一般会員

NUBICが発行する情報誌の提供

学内の研究者及び技術の紹介、会員情報、公的支援策情報、NUBICの活動など、幅広い情報をご提供します。

NUBICが主催する各種セミナーへの

無料ご招待

学内研究者による技術紹介、公的支援策情報、一般経営情報など、会員の方々のニーズに沿ったテーマで行っていきます。

[年会費/1万円(税込)]

特別会員

一般会員向けサービス



学内技術情報の個別優先開示

技術相談のお申し込みがあった場合、大学の技術情報を、個別に優先開示いたします。

交流会への無料ご招待

研究者あるいは会員相互の懇談を通じて、有益なビジネス情報交換の場としてご活用ください。

事業概要などのご紹介

NUBIC会報誌などで、会員の事業概要等をご紹介します。

[年会費/5万円(税込)]

※入会金は無料です。年会費の振込手数料は、各人でご負担ください。

「NUBICベンチャークラブ」への入会をご希望される方は、
以下の会則をご理解いただき、右の会員申込書によりお申し込みください。

NUBICベンチャークラブ会則

(名称)

第1条 本会は、NUBICベンチャークラブ(以下クラブという)と称する。

(趣旨)

第2条 日本大学産官学連携知財センター(以下NUBICという)は、

- ① 国内外民間事業者への技術移転
- ② 民間事業者に対する技術・経営相談による企業支援
- ③ 国際連携・協力による技術移転の推進
- ④ 受託研究及び共同研究の推進
- ⑤ その他の事業

を積極的に展開するため会員を募集し、各種サービスの提供を行う。

(会員)

第3条 会員の募集は、広くNUBIC及びクラブの趣旨に賛同する法人(団体)・個人を対象とする。

2 会員登録を希望する者は、所定の申込書によりNUBICに申し込むものとする。

(登録審査)

第4条 NUBICは、申込者に対し所定の審査を行い、登録の適否を決定の上、申込者にその旨を通知する。ただし、登録審査に当たっては、公平性を保持する。

(サービス)

第5条 会員は、NUBICから各種サービスを受けることができる。

2 一般会員は、NUBICから次のサービスを受けることができる。

- ① NUBICが発行する情報誌の提供
- ② NUBICが開催する各種セミナーへの案内

3 特別会員は、NUBICから次のサービスを受けることができる。

- ① NUBICが発行する情報誌の提供
- ② NUBICが開催する各種セミナーへの案内
- ③ 技術情報等の個別優先提供
- ④ 研究者及び他会員との交流の場の提供

(会費)

第6条 会員は、NUBICに対し毎年度次の会費を支払うものとする。

- ① 一般会員 … 1万円(税込)
- ② 特別会員 … 5万円(税込)

(登録の抹消)

第7条 登録の抹消を希望する会員は、所定の申込用紙をNUBICに提出し、登録を抹消することができる。ただし、年度途中で申込みがあった場合は、当該年度分の会費は返還しない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、NUBICは会員の登録を抹消することができる。

- ① 学校法人日本大学の名譽を不当に傷つけたと認められる行為があったとき。
- ② 会員相互の和を乱すと認められる行為を行ったとき。
- ③ 形事上の罰則を受けるなど反社会的な活動を行ったとき。
- ④ その他NUBICが会員として不適切と認めたとき。

(規定外事項について)

第8条 規定外事項の取扱いは、NUBICの方針に基づくものとする。

附 則

本会則は、平成10年11月1日より発効する。

※FAXの場合は、以下にお送りください。
FAX : 03 (5275) 8328

日本大学産官学連携知財センター 行

「NUBICベンチャークラブ」入会申込書

1. お申込形態をお選びください。

(会費のお払い込みにつきましては、別途ご連絡させていただきます。)

特別会員 (年会費5万円)(税込)

一般会員 (年会費1万円)(税込)

2. お申込者名をご記入ください。

(法人・団体でのお申し込み)

フリガナ 名 称	
フリガナ 担当者名	・ 部署名 () ・ 役職名 ()

(個人でのお申し込み)

フリガナ 氏 名	
勤務先名	・ 部署名 () ・ 役職名 ()

3. 資料等の送付先をご記入ください。(自宅・勤務先)

フリガナ 所在地 〒	
電話番号	FAX番号
()	()
業 種	取扱商品
E-mail	
U R L	

4. 通信欄

--

(切取り線)